

令和2年4月23日

一般社団法人富山県経営者協会会長 殿

富山県商工労働部長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の休業要請等について

県においては、新型コロナウイルス感染症の県内における感染状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を一刻も早く食い止めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく緊急措置として、本日4月23日零時から5月6日まで、遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等の皆様に施設の使用停止及び催物の開催の停止、すなわち「休業」をお願いすることといたしました。

一方、できれば本日から、少なくとも4月24日から、この休業要請等に全面的にご協力をいただける事業者の皆様には、経済的影響が大きいと考えられることから、要請の趣旨を踏まえ、県と市町村が連携して「協力金」を支給させていただくこととしたところです。

つきましては、下記【参考】の活用などにより、関係団体等へのご周知等について、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

【参考】関係資料は県のホームページ（下記アドレス）に掲載しております。

- 新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置について

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00021936.html

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の休業要請等に係る協力金について

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00021931.html